

マルナカ白鳥店 (No.1281)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 11 月 6 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号																												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ白鳥店 所在地 東かがわ市白鳥町白鳥字城泉 141 番地 1 外																												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr><tr><td>株式会社モリンホールディングス</td><td>善通寺市生野町 1061 番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>堤製パン株式会社</td><td>愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号</td><td>堤 敏朗</td><td>R5.7.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社タツミヤ</td><td>東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号</td><td>指田 努</td><td>R5.7.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社ゲオホールディングス</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号</td><td>遠藤 結蔵</td><td></td></tr><tr><td>有限会社松村薬局</td><td>東かがわ市湊 616 番の 8</td><td>井原 裕子</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一		株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹		堤製パン株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号	堤 敏朗	R5.7.31 退店	株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努	R5.7.31 退店	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	遠藤 結蔵		有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一																										
	株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹																										
	堤製パン株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号	堤 敏朗	R5.7.31 退店																									
	株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努	R5.7.31 退店																									
	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	遠藤 結蔵																										
	有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子																										
	【変更後】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr><tr><td>株式会社モリンホールディングス</td><td>善通寺市生野町 1061 番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ゲオホールディングス</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号</td><td>遠藤 結蔵</td><td></td></tr><tr><td>有限会社松村薬局</td><td>東かがわ市湊 616 番の 8</td><td>井原 裕子</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一		株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹		株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	遠藤 結蔵		有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子									
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一																										
	株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹																										
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	遠藤 結蔵																											
有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子																											
変更の年月日	上記記載のとおり																												
変更する理由	上記記載のとおり																												

2 届出年月日 令和 5 年 10 月 20 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 東かがわ市総務部地域創生課
縦覧期間： 令和 5 年 11 月 6 日から令和 6 年 3 月 6 日まで

4 意見書の提出
法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 6 年 3 月 6 日）に次の提出先に提出することができる。

マルナカ白鳥店 (No.1281)

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市総務部地域創生課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ